

埼玉県ジュニア・アスポートコーディネーター事業実施要綱

1 事業目的

生活困窮世帯及び生活保護世帯等の小学生に対する学習支援や生活支援等を行う市町村等に対し、各種支援を行うことにより、貧困の連鎖の解消を目指す。

2 実施主体及び実施地域

実施主体は埼玉県とする（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる）。実施地域は、埼玉県内の市町村とする。

3 事業内容

(1) 支援対象

生活困窮世帯及び生活保護世帯等の小学生に対し、生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業を行う市町村等（事業実施予定を含む）。

(2) 支援内容

対象市町村等に対して、専門の職員（以下「コーディネーター」という。）を派遣することにより、以下の支援を行う。なお、合わせて、電話やメール等での支援も行う。

ア 小学生向け学習・生活支援教室（以下「教室」という。）の立ち上げ及び管理・運営等に対する助言等に関すること

イ 地域団体や社会福祉法人、企業等との連携及び協力団体等の開拓に関すること

ウ 体験活動の企画及び実施に関すること

エ ボランティアの募集活動及び管理・育成に関すること

オ 食材の調達に関すること

カ 小学生向け学習・生活支援事業にかかる研修に関すること

キ 訪問支援に対する助言に関すること

ク ジュニア・アスポート事業の成果の周知に関すること

ケ その他学習・生活支援等に関する各種助言に関すること

(3) コーディネーター

教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有し、かつ、ジュニア・アスポート事業に精通したコーディネーターを、県及び対象市町村の依頼に応じて派遣する。

コーディネーターは、ジュニア・アスポート事業の普及促進を担う者として、事業の成果を広め、教室の側面支援を行う。

なお、コーディネーターの要件については、別途定めるが、教室の立ち上げ及び管理・運営等に対する助言等に関する事、小学生向け学習・生活支援事業にかかる研修等については、教員経験者や学習支援経験者等、ボランティア開拓や企業・地域団体等との調整等については、社会福祉士等の有資格者又はコーディネート業務の経験者であることが望ましい。

ボランティアの募集活動及び管理・育成に関しては、「埼玉県学習支援事業等に係る学習支援等ボランティア実施要領」を適宜参照すること。

(4) 支援方法

ア 教室の立ち上げ及び管理・運営等に対する助言等に関する事

教室の立ち上げ時に必要な事業計画、実施方法、従事者選定、対象者選定、連携機関等に関する助言、教室の管理・運営（日程、カリキュラム、教材、衛生管理、人員配置、連絡体制、アレルギー対策等）に関するノウハウの提供等を行う。

イ 地域団体や社会福祉法人、企業等との連携及び協力団体等の開拓に関する事

児童を地域で支える仕組みを構築することを目標とし、食材提供、体験活動、送迎等について、教室に協力する団体や社会福祉法人、企業等を開拓し、連携を支援する。

ウ 体験活動の企画及び実施に関する事

児童の非認知能力を高めるための多様な体験活動の企画や実施に関するノウハウの提供等を行う。

エ ボランティアの募集活動及び管理・育成に関する事

学習、体験活動、調理、送迎等、教室の運営を補助するボランティアの募集活動を行い、学生、社会人、地域の協力者の確保に努めるとともに、ボランティアの管理及び育成を行う。

オ 食材の調達に関する事

食材の調達に協力いただける団体等の開拓や連携支援を行う。

カ 小学生向け学習・生活支援事業にかかる研修に関すること

事業の企画を行う自治体職員や、教室の運営に携わるスタッフ及びボランティア、関係団体等に対する研修を企画・実施する。研修内容や会場については、自治体等と調整して決定すること。

キ 訪問支援に対する助言に関すること

家庭訪問による児童とその保護者への支援についてノウハウの提供等を行う。

ク ジュニア・アスポート事業の成果の周知に関すること

ジュニア・アスポート事業で培ったノウハウや成果をまとめたマニュアルやリーフレット等を作成するとともに、自治体や教室運営者、関係機関、協力者等に配布し、小学生向け学習・生活支援事業の周知を行う。

ケ その他学習・生活支援等に関する各種助言に関すること

ア～クのほかに教室の運営に必要な助言を適時適切に行うとともに、協力団体の開拓、事業の周知に資する活動を積極的に行う。

4 コーディネーターの派遣要件等

(1) 派遣要件

3(1)に記す支援対象市町村等が、3(2)の支援内容について、コーディネーターの派遣を必要とする場合。

(2) 派遣先

県は、支援対象市町村等からの要請を受け、コーディネーターを派遣する。派遣先は以下のとおりとする。

ア 市町村

イ 地域団体

ウ 社会福祉法人、企業等

エ 事業への協力者

オ その他県が適当と認めた団体及び個人

(3) 派遣手続き

コーディネーターの派遣を希望する支援対象市町村等は、原則として派遣希望日の2週間前までに、埼玉県ジュニア・アスポートコーディネーター派遣申請書（別紙様式）等により派遣を依頼する。

(4) 費用等

コーディネーターの派遣に要する費用は、原則として、県が、予算の範囲内で負担するものとする。

5 実施報告書の提出

派遣の依頼を受けたコーディネーターは、活動実績について県に毎月報告を行うものとする。また、県からの求めに応じて適宜報告書を提出する。なお、報告様式等については別途定める。

6 支援対象市町村等の役割及びコーディネーターとの連携

(1) 支援対象市町村等からコーディネーターへの情報提供

支援対象市町村等は、3(2)の支援に資する情報について、適宜、コーディネーターに提供する。

(2) コーディネーターから支援対象市町村等への報告

コーディネーターは、活動状況及び支援依頼事項の進捗状況に関して支援対象市町村等に定期的に報告する。

7 その他

この要綱に定めのない事項及び事業内容の変更については、関係機関との協議の上別途定める。

附 則

この要綱は令和元年5月15日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(別紙様式)

埼玉県ジュニア・アスポートコーディネーター派遣申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

団 体 名

所 在 地

代表者名

埼玉県ジュニア・アスポートコーディネーターの派遣について次のとおり申請します。

①派遣場所	<input type="checkbox"/> ア 市町村 <input type="checkbox"/> イ 地域団体 <input type="checkbox"/> ウ 社会福祉法人、企業等 <input type="checkbox"/> エ 事業への協力者 <input type="checkbox"/> オ その他 【具体的な派遣先住所（施設名等でも可）】 ()
②派遣を受けたい事項	<input type="checkbox"/> ア 立ち上げ・管理・運営等 <input type="checkbox"/> イ 地域団体等との連携・開拓 <input type="checkbox"/> ウ 体験活動企画等 <input type="checkbox"/> エ ボランティア募集 <input type="checkbox"/> オ 食材調達 <input type="checkbox"/> カ 研修 <input type="checkbox"/> キ 訪問支援 <input type="checkbox"/> ク モデル事業の成果の周知 <input type="checkbox"/> ケ その他 【具体的な内容】 ()
③この申請に係る連絡先	所属（課・担当）・職・氏名:
	TEL:
	E-mail: